

# 新見市環境基本計画 概要版



平成 30 年 3 月  
岡山県新見市

## 計画の目的

「第2次新見市総合振興計画」では、美しい自然に育まれた豊かな心を大切に、地域の伝統や文化を守り続けながら、若者に夢と希望を与え、快適な生活を送ることができる環境をつくるため、情報通信基盤を整備して暮らしやすさを次世代に引き継いでいけるよう、本市の将来都市像を『人と自然が奏でる 安全・快適・情報文化都市』とし、次のような4つの基本目標を掲げています。

- 基本目標①** 『あたたかい「福祉のまち」  
～笑顔があふれ みんなが手を取りあうあたたかいまち～』
- 基本目標②** 『はばたく「産業のまち」  
～新たな価値の創造 地域資源が世界にはばたくまち～』
- 基本目標③** 『ゆたかな「文化のまち」  
～いにしえと未来 人と人をつなぐ 心ゆたかなまち～』
- 基本目標④** 『かいてきな「環境のまち」  
～安全・安心を実感できる快適なまち～』

「新見市環境基本計画」（以下、「本計画」という。）は、この将来都市像や基本目標の実現に向けて、市民・事業者・行政が一体となり、環境保全・創造に関する施策を総合的・計画的に推進していくことを目的としています。

## 計画の期間

本計画の期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間としています。

なお、本市を取り巻く社会情勢や環境問題の変化に対応するため、平成29年度に計画の中間見直しを行いました。

## 計画の推進主体とその役割

### 市民

市民は、日常生活で、資源の有効利用、エネルギーの節約、ごみの減量やリサイクル等に努め、水質汚濁防止、環境美化等に心がけて、良好な環境の保全と創造に自主的に取り組み、住み良い環境づくりを進める必要があります。

環境にやさしいライフスタイルの確立に努めるとともに、本市の環境施策に積極的に参加する必要があります。

### 事業者

事業者は、地域社会の一員として、環境への負荷が少ない社会を形成する役割を担います。このため、製造・加工・流通・販売の各段階において環境への影響を十分に検討し、公害の防止、再生資源の使用、リサイクルの推進等に積極的に取り組む必要があります。

事業活動は環境に与える影響が大きいことを認識して、本市の環境施策へ積極的に参加する必要があります。

### 行政

本市は、市民共有の財産である環境資源を適切に保全し、豊かで快適な環境の保全と創造を図る責務を有しています。

このため、市が自ら行う施策では、構想・計画・実施のそれぞれの段階で、率先して環境へ配慮した行動をとる必要があります。また、市民や事業者が自主的な取り組みを行えるよう支援し、環境に関する情報の提供や環境教育・学習の推進を行い、地域と一帯となった環境施策を進める必要があります。

## 地域の概況と環境の現状

### ①人口・世帯数

平成 27 年における本市の人口は 30,658 人で、平成 7 年から平成 27 年にかけての推移を見ると、人口が 23.1%減、世帯数が 7.2%減、1 世帯当たり人員は 3.2 人から 2.6 人へと 0.6 人減となっています。

### ②森林及び林業

本市の森林面積は市域の 86.2%を占める 68,405ha で、そのうち人工林は 58.6%の 40,114ha であり、岡山県内の自治体の中で最も広い面積を有しています。本市では、こうした豊富な森林資源を活かした木材生産が行われ、平成 27 年の国勢調査では林業就業者数も増加し若齢化が見られます。

### ③大気汚染

平成 28 年度における光化学オキシダント以外の二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質 (PM2.5) 等は、全て環境基準を達成しています。

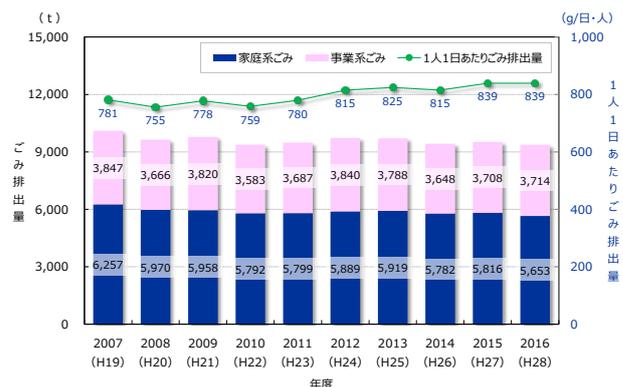
### ④水質汚濁

平成 28 年度における河川の BOD (汚濁指標) は、市内 3 水域で全て環境基準を達成しています。

### ⑤廃棄物

ごみ排出量は、増減を繰り返しながら推移しており、家庭系ごみ及び事業系ごみについてもほぼ同様の傾向を示しています。

また、1 人 1 日あたりごみ排出量については、平成 23 年度以降、多少の変動はあるものの増加傾向を示しています。



### ⑥生物

市内には多くの希少動植物が生息・生育しています。特に、西日本随一の規模を誇る貴重な湿原である鯉ヶ窪湿原 (岡山の自然百選) には、リュウキンカ、オグラセンノウ、ピッチュウフウロ、ミコシギクなど、380 種類を超える湿生植物が自生しています。



### ⑦人と自然とのふれあいの活動の場

都市公園は総合公園 1 箇所、運動公園 2 箇所、近隣公園 1 箇所、街区公園 13 箇所の合計 17 箇所、面積は 28.68ha を有しています。また、自然公園として、備作山地県立自然公園と高梁川上流県立自然公園があります。

### ⑧文化財・天然記念物

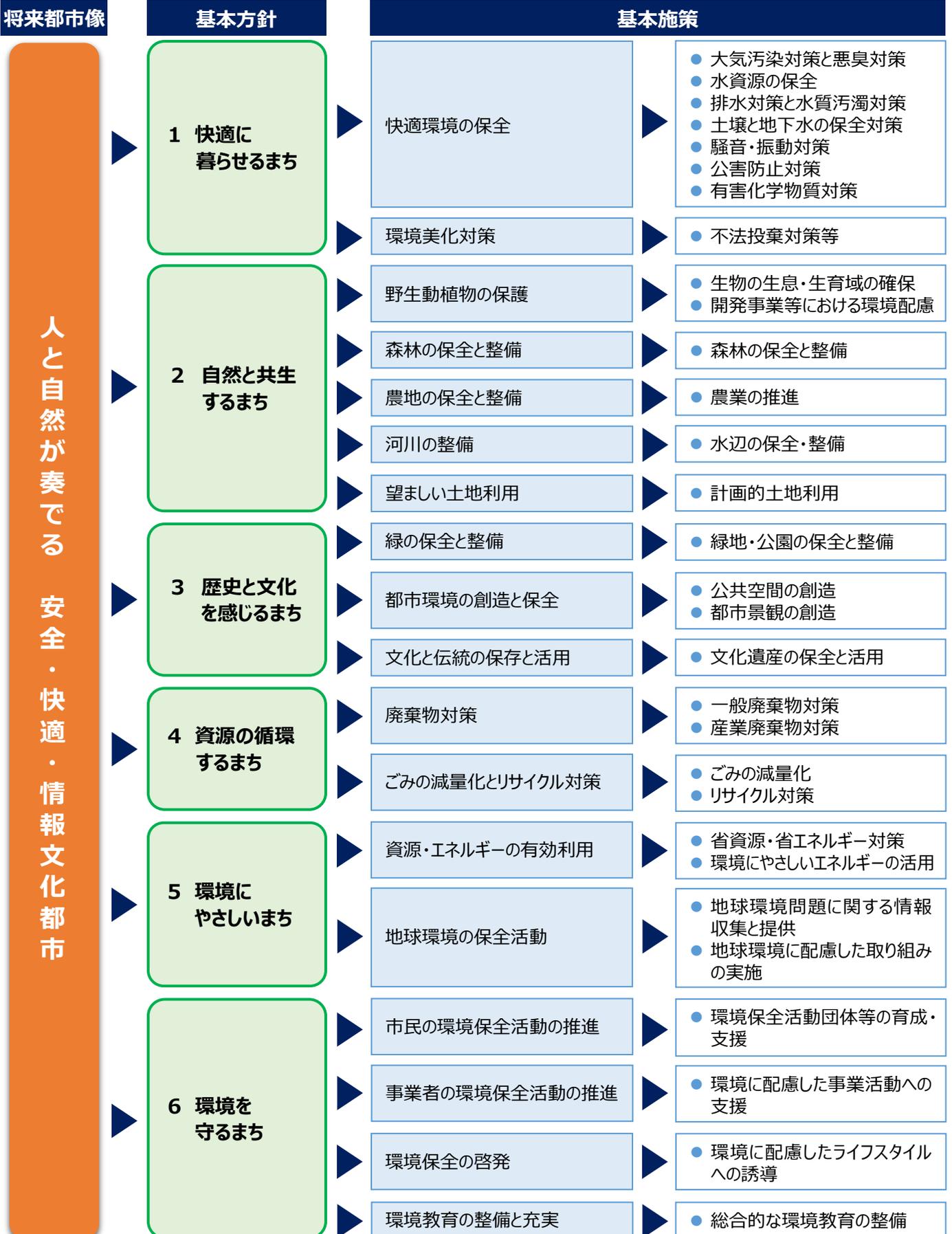
現在、本市では、国・県・市指定の文化財があわせて 168 件あり、それぞれの対象ごとに保護・保存され、適切な管理が行われています。

この中で、すぐれた景観資源として、国指定の天然記念物である羅生門、草間の間歇冷泉、鯉ヶ窪湿生植物群落、県指定の天然記念物である金螢発生地、満奇洞、秘坂鍾乳穴 (日咩坂鍾乳穴)、宇山洞、縞嶽、井倉洞、市指定の名勝である絹掛の滝等が指定されています。



# 基本方針と基本施策

本市の将来都市像や基本目標の実現に向けて、6つの基本方針を設定しました。これに従って、環境にかかわる各種施策を展開します。



## 1 快適に暮らせるまち

健康や生活環境の被害を防止して、誰もが安全で快適に暮らせるまちづくりを目指します。快適環境の保全（公害防止）等の基本施策を展開します。

### 行政

#### ■大気汚染対策と悪臭対策

- エコドライブの普及啓発
- 低公害車の普及・導入促進
- 野焼き防止に関する啓発・指導
- 微小粒子状物質（PM2.5）・光化学オキシダントに関する情報提供の実施 など

#### ■水資源の保全

- 高度浄水処理施設の活用
- 飲用水の安全・安定性の確保 など

#### ■排水対策と水質汚濁対策

- 生活排水処理施設の整備
- 河川の水質調査・監視体制の継続 など

#### ■土壌と地下水の保全対策

- 農薬の適正使用の指導及びふん尿適正処理の指導 など

#### ■騒音・振動対策

- 自動車騒音調査の実施
- 事業所等の騒音・振動の防止対策の徹底 など

#### ■不法投棄対策等

- 不法投棄パトロールの強化
- 環境美化運動の実施
- ポイ捨て防止対策の強化 など

### 市民

- 自動車を運転する際は、エコドライブの実践に努めます。
- 低公害車の購入・利用に努めます。
- 野焼き等の苦情の発生要因となる行為は行いません。
- 下水道処理区域内の世帯は公共下水道への早期接続、区域外の世帯は合併処理浄化槽の設置に努めます。
- 無駄な水は使用しないよう節水を心がけます。
- 不法投棄物を発見した際には、関係機関への速やかな通報に努めます。
- 地域の環境美化運動に参加します。
- 空き缶やたばこの吸い殻等のポイ捨てを行いません。



### 事業者

- 規制基準等の遵守はもとより、工場・事業所から発生する環境負荷を可能な限り低減します。
- 施肥の適正化や家畜排せつ物の適正処理に努めます。
- 法令等に従って、廃棄物は適正に処理します。



## 2 自然と共生するまち

本市は、高梁川の上流域に位置し、市域の約86%を森林が占め、県立自然公園や県自然環境保全地域を多く抱えるなど、豊かな自然環境に恵まれています。この自然環境を保全するとともに、人と自然が共生していくことを目指し、野生動物の保護、森林・農地の保全と整備等の基本施策を展開します。

### 行政

#### ■生物の生息・生育域の確保

- 希少動植物や外来生物に係る情報の収集・提供
- 鳥獣被害対策（被害防止柵の設置・里山整備を通じた緩衝帯及び追い払い・駆除等）の推進 など

#### ■開発事業等における環境配慮

- 事業における自然環境への配慮 など

#### ■森林の保全と整備

- 間伐をはじめとする森林施業の推進
- 企業との協働による森づくりの推進
- 森林病虫害防除対策の推進
- 新見産材の利用促進 など

#### ■農業の推進

- 遊休荒廃農地の活用対策の継続実施
- 多面的機能発揮促進事業の推進
- 新規就農者に対する支援 など

#### ■水辺の保全整備

- 水辺の保全・美化活動の推進
- 自然のままの河川・水路の保全 など

### 市民

- 地域の希少動植物や外来生物に関する知識と理解を深めます。
- 身近な動植物や自然とふれあう機会を持つよう心がけます。
- 特定外来生物の野外への放出や飼育・栽培等を行いません。
- 自宅の新築・改築時には、新見産材を利用します。
- 河川や水路等の保全・美化活動に参加します。



### 事業者

- 有害鳥獣による農作物被害の防止に地域ぐるみで取り組みます。
- 開発行為による自然環境への影響が最小限となるよう配慮します。
- 里地里山の保全活動に協力します。
- 事業所の新築・改築時には、新見産材を利用します。
- 行政と連携して、耕作放棄地の有効活用を検討します。
- 新規就農者の育成に協力します。



### 3 歴史と文化を感じるまち

市街地では、身近な緑や水の流れは潤いと安らぎを感じさせてくれ、長い年月培われてきたまち並みはその周囲の自然環境に調和して、歴史と文化を感じさせてくれます。中世・近世ともに豊富な歴史的遺産を持つ本市特有のまちづくりを目指し、緑地と都市環境の創造と保全等の基本施策を展開します。

#### 行政

##### ■緑地・公園の保全と整備

- 施設緑化（都市公園、公共施設緑地等）の保全・整備
- 公園の整備と樹木の手入れ
- 市民参加による公園管理の推進 など

##### ■公共空間の創造

- 公共施設のユニバーサルデザイン化の推進
- 道路網の整備・強化
- 歩道と車道の分離を促進
- 環境共生型公共住宅の供給
- 空家等対策計画の策定
- 地域資源としての空家の有効活用の検討 など

##### ■文化遺産の保存と活用

- 文化財の適切な保全・継承
- 文化財の保存・保護に関する市民意識の高揚
- 新たな文化財等の発掘や基準に基づく指定・解除
- 民俗文化財の後継者育成活動実施団体への支援 など

#### 市民

- 生垣の設置や植栽等により敷地内の緑化に努めます。
- みんなが快適に利用できるよう緑地・公園の維持管理に協力します。
- 所有する空家の適正管理に努めます。
- 地域の歴史・文化についての理解を深め、文化財の保全・継承に協力します。
- 地域の伝統行事や文化イベント等に参加します。



#### 事業者

- 屋上・壁面緑化等により敷地内の緑化に努めます。
- 建築物の新築・改築や屋外広告物の設置の際には、まちなみに調和するよう配慮します。
- 文化財等の地域資源や伝統行事を活用した地域活性化に協力します。



### 4 資源の循環するまち

便利で豊かな生活と引き換えに多くのごみが排出されていますが、ごみ問題の解決は市民が望むまちの将来像の上位にあげられており、重要な取り組み課題となっています。持続的に発展する循環型社会の形成を目指し、廃棄物の適正処理やごみの減量化・リサイクルの基本施策を展開します。

#### 行政

##### ■一般廃棄物対策

- 分別収集体制の整備充実
- 再資源化が可能な廃棄物に関する回収品目の検討
- 最終処分場の適正な運営
- 適正処理困難物の処理ルート確立
- 「新見市衛生センター」の適切な運用と衛生的な処理の推進 など

##### ■ごみの減量化

- 広報紙、行政放送、説明会等による啓発活動の実施
- マイバッグ運動の推進
- 使い捨て製品の使用自粛の呼びかけ
- 生ごみのコンポスト化の促進
- 資源回収団体への助成制度の充実
- 事業者に対するごみ減量化・リサイクル等の指導の徹底
- 食品ロス削減に向けた啓発活動や情報提供の実施 など

##### ■リサイクル対策

- 各種リサイクル法の普及啓発
- 再生品の利用促進に向けた啓発
- 市民団体等が行うリサイクル活動への支援や団体の育成
- 優良な取り組み団体、事業者に対する表彰制度の検討
- 家電リサイクルの推進に向けた回収体制の構築 など

#### 市民

- ごみは決められた排出ルールに従って適正に分別するとともに、資源物に付着した汚れを取り除くように努めます。
- 買い物の際には、マイバックを持参してレジ袋の削減に協力するとともに、必要以上の包装を求めないよう努めます。
- 使い捨て商品の購入は控え、長期使用に耐える商品の購入に努めます。
- 生ごみの水切りや生ごみ処理容器を利用したコンポスト化等により、ごみの減量化に取り組みます。
- 食品の食べ切り等により、食品ロスの削減に取り組みます。
- 資源物の店頭回収や地域での集団回収に協力します。
- 家電リサイクル法や小型家電リサイクル法を理解し、家電製品の回収に協力します。



#### 事業者

- 事業系廃棄物の減量化及び資源化に努めるとともに、自らの責任において適正に処理します。
- 使い捨て製品の製造・販売や過剰包装の抑制に努めます。
- 行政指導を受けた場合は、指導事項を遵守し、計画的に改善を図ります。

## 5 環境にやさしいまち

最近では、酸性雨、地球温暖化、オゾン層の破壊など、広域的な影響を及ぼす環境問題が生じてきています。また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の影響により、エネルギーに関する問題も生じてきています。限りある資源の有効利用や新エネルギーの導入、省エネルギー型のライフスタイルを実践して、環境への負荷を減少し、地球にやさしいまちづくりを目指す基本施策を展開します。

### 行政

#### ■省資源・省エネルギー対策

- エコマーク関連製品の普及
- グリーン購入の促進
- 省エネ法に基づく建築物の省エネ対策の徹底
- 家庭用エネルギー監視システム（HEMS）等の省エネ型機器やネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）等に関する情報提供 など

#### ■環境にやさしいエネルギーの活用

- 太陽光発電・太陽熱温水器等の補助事業の継続・強化
- 地域特性を活かした新エネルギー等の導入（木質バイオマスを活用した発電や温浴施設での熱利用等の推進）
- 公共施設への新エネルギー機器の率先的導入
- 市民・事業者との協働による新エネルギーの導入
- 低公害車の普及促進や充電設備等のインフラ整備の推進
- 環境負荷の少ない持続可能な公共交通体系の構築 など

#### ■地球環境問題に関する情報収集と提供

- 気候変動の影響に関する情報収集や適応策の必要性についての普及啓発 など

#### ■地球環境に配慮した取り組みの実施

- 本市の事務・事業から排出される温室効果ガス削減に向けた各種取り組みの実施
- 事業者へのフロン類対策に関する普及啓発や指導 など

### 市民

- エコマーク商品等の環境にやさしい商品を購入します。
- 家電の買い替え時には、エネルギー効率の高い製品を選択します。
- 家庭用エネルギー監視システム（HEMS）を導入して、エネルギー利用の効率化に努めます。
- 自宅への太陽光発電等の導入を検討します。
- 移動の際は、距離等に応じて、自動車の利用を控え、徒歩や自転車・公共交通機関を利用した移動に努めます。
- 熱中症等の予防対策や局地的な短時間豪雨等の発生に備えた対策に取り組みます。



### 事業者

- 環境にやさしい商品の製造・販売に取り組みます。
- 設備機器の導入・更新時には、エネルギー効率の高い製品を選択します。
- ビル用エネルギー監視システム（BEMS）を導入して、エネルギー利用の効率化に努めます。
- 事業所への太陽光発電や木質バイオマス等の導入を検討します。
- フロン類の排出抑制を行うとともに、その適正な回収・処理を行います。

## 6 環境を守るまち

本市の将来都市像等を実現していくためには、市民・事業者・行政が共に考え行動することが重要であることから、各々が環境保全活動に自主的に取り組むことを目指します。また、環境問題を解決していくためには、環境教育、環境情報の提供等の果たす役割が大きくなっていることから、快適で良好な環境を守り育てるための基本施策を展開します。

### 行政

#### ■環境保全活動団体等の育成・支援

- 環境保全活動団体との連携と支援
- 環境保全活動団体への参加呼びかけ など

#### ■環境に配慮した事業活動への支援

- 環境マネジメントシステムの取得に対する支援
- 環境保全資金融資制度の活用 など

#### ■環境に配慮したライフスタイルへの誘導

- ホームページ、広報紙等での環境情報の提供
- 「COOL CHOICE（賢い選択）」の普及促進 など

#### ■総合的な環境教育の整備

- 総合的な環境教育の場の整備・推進
- こどもエコクラブ活動の推進
- 多世代を対象とした総合的な環境教育体系の整備 など

### 市民

- 環境保全活動を行っている主体間で積極的に情報交換を行い、連携・協働して活動を進めていきます。
- 地域で取り組まれている環境保全活動に関する情報を収集し、関心のある活動に積極的に参加します。
- 「COOL CHOICE」への理解を深め、環境負荷の少ないライフスタイルを実践します。
- 環境教育の場に参加し、知識を深めます。



### 事業者

- ISO14001 やエコアクション 21 等の環境マネジメントシステムの導入により、環境負荷の低減に努めます。
- 「COOL CHOICE」への理解を深め、環境負荷の少ないビジネススタイルを実践します。

## 計画の推進

### ①計画の推進体制

本計画の着実な推進とその実効性を確保するため、中心的な役割を担う「事務局」を設置し、庁内の横断的な連携が図れる推進体制を整備します。また、市議会議員・学識経験者・市民・市民団体等の代表者で構成される「新見市環境保全審議会」に対して、本計画の見直しや各種施策の進捗状況に関する報告を必要に応じて行うとともに、審議会からの意見等を受けてその反映に努めます。



また、本市では次のような点で市民・事業者とのパートナーシップづくりを進めます。

#### ■市民・事業者との意見交換の場づくり

本計画は、年度ごとに点検・評価を行うなど、必要に応じて適宜見直しを行います。その際、より多く市民の意見を反映させるため、市民・事業者との多種多様な交流の場を設け、広く意見を求めます。

#### ■環境保全に係る支援体制の強化

環境保全活動を行っている各種団体への支援策の強化や環境教育・環境学習の場の拡大等を推進することで、環境に配慮したまちづくりへの自発的な取り組みがより一層活性化されるように努めます。

#### ■環境情報システムの整備と活用

環境保全に関する各種情報の整備を図り、ホームページや広報紙等に情報を提供します。

### ②計画の進行管理

本計画の実効性を確保するため、環境マネジメントシステムで採用されている「PDCA サイクル」（Plan：計画 ⇒ Do：実行 ⇒ Check：点検・評価 ⇒ Action：見直し・改善）の考え方に基づいて、各種施策の進捗状況を定期的に点検・評価し、その結果を踏まえて、計画の見直し・改善を図ります。

#### ■進行管理体制

本計画の進行管理は、「事務局」が中心となって行います。事務局は、庁内関係各部署が所管する各種施策の進捗状況や課題等を把握・点検し、それらについての評価を行い、必要に応じて「新見市環境保全審議会」に報告します。

#### ■数値目標の設定

環境の状況や各種施策の進捗状況を定量的に把握するため、設定が可能な施策については数値目標を検討します。

#### ■点検・評価結果の公表

事務局は、数値目標の達成状況や各種施策の進捗状況等の点検・評価結果を、ホームページや広報紙を通じて、市民や事業者に対して広く公表を行います。

#### ■計画の見直し

今後の社会情勢や環境問題の変化、技術革新の状況等を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。



#### 新見市環境基本計画 概要版

新見市 福祉部 生活環境課  
〒718-8501 岡山県新見市新見 310 番地 3  
TEL 0867-72-6124 FAX 0867-72-6107  
<http://www.city.niimi.okayama.jp/>